

令和 7 年第 8 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 8 月 2 9 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 サンフレッシュ白河 会議室

2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 6 名）

欠席農業委員（3 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 8 名）

欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 4 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見について
- 5 議案第 5 号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 皆様、改めましてこんにちは。

それでは、定刻になりましたので、総会の定足数にも達しておりますので、ただいまより令和7年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が3件、農用地利用集積等促進関係が4件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が1件、合わせて15件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会規則第15条の規定による議事録署名人ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局、朗読をお願いします。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和7年8月29日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る8月22日に委員と譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いがないということです。また、譲渡人は東京在住のため欠席となっております。ただ、電話での確認は間違いありません。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、8月25日に委員と譲受人と現地調査を行いました。譲渡人には電話で立会いを求めましたが、今、住んでいるところが遠地ということで、現地立会いができないと言われましたので、その際、申請内容を聞いたところ、間違いなしのことです。また、申請代理人にも依頼しましたが、都合が悪く、立会いに参加してもらえませんでした。なお、今回の申請による周辺農地等への影響は問題ないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条のその3、その4は関連がありますので、一括審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る8月27日、委員と譲渡人2名、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いなしのことです。今回の申請による農地周辺への影響は、譲受人の屋敷周りにあるため、特に問題はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その３、その４について原案のとおり決定いたします。

続いて、農地法第３条その５について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、８月２３日、委員と現地にて調査を行いました。また、譲渡人と譲受人とは現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いのないとのことでした。今回の申請に伴う周辺農地の影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その５について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その６について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る８月２４日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下に現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをしまして、申請内容に間違いのないことですので、今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その６について原案のとおり決定いたします。

◎議案第２号

会 長 次に、議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について。

農地法第４条第１項の規定による転用のための申請があったので、同条第４項及び同条第５項の規定により審議するものとする。

令和７年８月２９日提出。会長大戸文治。

農地法第４条その１について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、6 ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 8月24日、委員と現地調査を行いました。農地に対しての影響は何も問題がないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしく願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局より朗読させます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和7年8月29日提出。会長大戸文治。

会長 農地法第5条その1について審議いたします。

事務局に説明させます。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 それでは、地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、8月22日、委員と設定人、被設定人と現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをしました。申請内容に間違いはないとのことでございます。今回の申請による農地周辺への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 本件につきまして、8月25日、委員と設定人、被設定人双方の代理人である行政書士と現地確認を行いました。申請内容について確認したところ、問題はありませんでした。周辺農地に対する影響もないものと判断されましたので、皆様のご審議のほどよろしく願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、22ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 同じく 8 月 24 日、委員と現地調査を行いました。

設定人、また被設定人は親子関係であります。今回現地を調査したところ、農地に対する問題は一切ないと思いますので、皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 3 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 4 号

会 長 次に、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議いたします。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本案件につきましては、公益財団法人福島県農業振興公社が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公社が中間管理権を取得し、借受け希望者に配分する農地の面積は、田 9,401 平米、畑 4,170 平米、権利の種類は賃借権 4 件となっております。

農地中間管理事業の推進に関わる法律第 18 条第 5 項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議案となっております農用地利用集積等促進計画についてご意見ございま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がないことを報告いたします。

◎議案第 5 号

会 長 次に、議案第 5 号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第 5 条 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第 1 項及び同法施行規則第 3 条の 2 の規定により意見を求められたので審議するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出。会長大戸文治。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更について、その 1 について、事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、31 ページをご覧ください。

【農業振興地整備計画変更その 1 朗読】

こちらの変更について、編入について問題ないものと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

8 月 18 日付で運営委員会宛てに意見書を送付し、意見の集約を図ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、職務代理者に報告を求めます。

職務代理者

白河農業振興地域整備計画の変更についてにつきましては、8 月 18 日付で各運営委員宛てに意見書を送付し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域の編入 1 件について、意見の集約を行いました。

その結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することといたしました。ここにご報告申し上げます。

以上です。

会 長 運営委員会を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、意見書を市に提出いたします。

◎その他

会 長 以上、本会議に提出されました議案について審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局、お願いします。

事 務 局 それでは、事務局よりご報告します。

これから忙しい時期が来ます。また、暑い時期も続いております。

その中で、今年度も農地利用状況調査のご協力をお願いしたいと思います。これに関しましては、これから担当より説明をさせていただきます。なお、質疑等ございましたら、説明後に一括して受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

事 務 局 それでは、利用状況調査についてご説明したいと思います。

利用状況調査は、農地法第30条により、農業委員会において、市内の農地の利用状況を毎年1回調べることでされており。白河市では、毎年9月に各担当地区において調査をお願いしております。今回、利用状況調査が初めての委員さんもいるのと、私も初めてでありますので、少し詳しく説明したいと思います。

皆さんの机の上に青いファイルが置いてあるかと思うんですけど、その要領と書いてあるインデックスのところを開いてください。

そうしましたら、今年の農地パトロール実施要領ということで書いてあります。これ、かなり詳しく書いてありますが、皆さん、お時間あるときにぜひ読んでいただいて、今日はこの要領を簡単にまとめたものを準備してきました。要領は7ページありますけれども、それが終わったところに遊休農地に関する措置の流れという紙が入っているかと思うんですけど、そちらを出してください。

要領の後ろのページに書いていますが、遊休農地に関する措置の流れですけれども、来月、皆さんに利用状況調査、一番上に書かれているところですね、これを皆さんにやってきていただきます。何をやるかというのは、これから詳しく説明するんですけど、遊休農地、緑なのか、黄色なのか、または再生利用が困難なので赤なのかという判定をしてきていただき

ます。緑、黄色と判定された農地所有者の方には、その下、利用意向調査ということで、今後農地をどのように活用していきたいのかというアンケートを事務局で出すようになっております。再生利用が困難な農地に判定されたところには、今後事務局で、農業委員会で農地か、非農地かの判断を行い、非農地と判断された土地の所有者へは非農地通知書を出すことになっております。

次のページ以降は、アンケートと非農地通知がどんなものかというものを参考に添付させていただきますので、各自ご確認をお願いいたします。

これが利用状況調査をやってからの大まかな流れになっておりまして、どのように利用状況調査をやっていくのかといいますと、ファイルの一番上のページ、ピンク色の紙を1枚めくったところを出していただいてもよろしいでしょうか。調査方法という紙が入っているかと思います。今回、紙での調査とタブレットでの調査とあるんですが、皆さんにはどちらかやりやすいほうを選んでいただいて、どちらかで調査していただくようになるんですけれども、まず最初に、紙での調査方法を説明したいと思います。

まず、全体の流れとして、地番図というのが皆さんのバインダーに挟まれているA3サイズのカラーの地図になるんですが、これを基に現地を確認していただいて、②番、その現地の状況から遊休農地の区分を判定していただきます。緑か、黄色か、赤か、もしくは耕作中なのかというところを判断していただきます。その判定の内容をリストというインデックスがついている紙があると思うんですけれども、そちらに記入していただいて、調査の日付を記入していただいて終了ということになっております。

地番図には昨年の調査結果が色別で載っております。緑だったら、去年は遊休農地の区分が緑で判定されたところということです。

地番リストに地目と地番の記載のあるところ、これが調査してきていただく農地になっております。

先ほど質問があったんですが、担当地区以外の農地が地番図に記入されているということだったんですが、どうしても地図を長方形に切っていますので、担当エリア外の農地も入ってきてしまうんですが、あくまでも自分の担当エリアの農地だけを調査していただければ大丈夫です。

担当の地区ごとに農業委員さん、推進委員さんに同じ地番図を配付しておりますので、事前にご協議いただいて、分担して調査するのか、または一緒に調査するのか、日程などを調整していただいて調査をお願いいたします。

次に、どのように色を分けて判定するのかというところですが、2ページ目に遊休農地の区分ということで参考の資料をつけさせていただきました。この区分を参考にして、例えば、緑は農地としてしばらく使われていませんが、草刈りなどをすればすぐに使えるようになる農地。黄色は農地としてしばらく使われておらず、草刈り等でもすぐには耕作できませんが、伐採や抜根により再生可能となる農地。赤は森林、原野化しており、農地に復元するのがかなり困難な土地、復元しても利用が見込まれない土地といったものを赤判定にさせていただいて、調査をお願いします。

あとは、実際に作付されていなくても、草刈りをしたりとか、きちんと管理されている土地は、緑や黄色ではなくて、耕作しているということになります。

1ページ目にお戻りください。

判定内容の記入ですけれども、現地を確認していただいた後は、地番図にシールを貼っていただきます。農地のリストにその判定の内容を記入していただきます。去年の判定から変更がない農地は、シールを貼ったり、農地リストに記入する必要はありません。ですので、去年も緑、今年も緑であれば、シールも貼ったりする必要がありませんし、去年も耕作、今年も耕作、去年も赤、今年も赤というのは、記入していただいたり、シールを貼る必要はありません。あくまでも去年から色が変わる農地、そこだけシールを貼って、あと地番リストにも記入をお願いいたします。

3ページをご覧ください。

こちらは地番図の見方とか、シールの貼り方などが書いてあります。とても小さい農地がありまして、シールを貼ると文字や土地が潰れてしまうという場合には、余白の部分にシールを貼っていただいて、矢印なども書いていただいて、どこの農地にこのシールを貼ったかということが分かるように矢印の記入をお願いいたします。

あとは、すみません、戻ったり、進んだりで申し訳ないんですけれども、ピンク色の調査日誌なんですけれども、こちらに調査日時と地番図の右下のページ番号を記入していただいて、あとはお名前と印鑑を押していただいて、この調査日誌と農地リスト、あとは地番図の提出を9月の総会でお願いしたいと思っています。

ここまでの紙での調査方法になります。質問は最後にまとめてお受けしたいと思います。

次に、タブレットでの操作方法を研修でもやったと思うんですが、またちょっと変わった部分もあるので、おさらいということでやってみたいと思います。

推進委員さんは、タブレットを出して電源を入れていただいてもいいでしょうか。

農業委員さんは、ちょっとタブレットをのぞいてみたいなという方は、席を移動して推進委員さんのところに行っていただいても大丈夫です。

紙かタブレットか、どちらか選んで調査していただくようになるので、紙でやるという農業委員さんはそのままでも大丈夫です。

(発言する者あり)

事務局 そうしたら、結構進んでいる方もいらっしゃるんですけども、簡単コードの画面までいって、農地ナビにログインできましたでしょうか。できていない方、いらっしゃいますか。

(発言する者あり)

事務局 皆さん、アプリは立ち上がっていますか。立ち上がっていない方はいらっしゃいますか。

そうしましたら、資料の6ページのところで、下にメニューボタンとあると思うんですけども、そこを押していただくと白河市利用状況調査01番とか、02番と書いてある工程が出てくると思うので、そこをタップしてみてください。

(発言する者あり)

事務局 そこまでできていない方はいらっしゃいますか。

(発言する者あり)

事務局 すみません、皆さん、自分の調査エリアは表示されていますか。表示されていない方はいないですね。

(発言する者あり)

事務局 いろいろ画面は出ていると思うんですけど、皆さんが調査してくるところは赤いピンが立っているところです。タブレットを見ると赤いピンが立っていると思うんですけど、これが基本的には紙でお配りしている地番と一緒にになっているので、その農地を見てくるようになります。

タブレットも紙の地番と同じで、去年の調査結果が緑なら緑、赤なら赤というふうに色分けがされていますので、去年の結果をタブレットを見ながら参考にできるかなと思います。タブレットのほうも去年から色の変更があるところだけ見ていただければいいので、全てピン、赤が立っていますけれども、入力していただくところは、去年から色の変更があった箇所のみということになります。

調査の入力の仕方、研修でやったところを覚えているかなと思うんですけど、今、適当

に赤いピンを1つタップしてみてもらってもいいですか。参考に1つやってみるので、赤いピンをタップ、タッチしてみてもらってもいいですか。そうすると左側に農地番号というウィンドーが出てきたと思うんですけど、その上から2番目に現地確認項目と出てきていないでしょうか。資料でいうと12ページを今やっています。思ったような動きをしていない方は、行くので、手を挙げてください。

次、現地確認項目の中に遊休農地の区分というところがあります。ここで緑なら耕作、緑、黄色なら不耕作、黄色、赤なら、赤とは書いていないんですけども、再生困難、耕作中になっているのであれば耕作中というところを選んでいただいて、13ページの確認済みを押して登録というふうに押すと、ピンの色が赤から緑に変わるはずです。これをやっていただくようになります。

(発言する者あり)

事務局 皆様、操作中、大変申し訳ありません。お時間が迫ってまいりましたので。使ってみて、もし分からないときは、事務局までご連絡をいただきたいなと思います。その他、紙のファイルのほうの記入の方法とかも、もし分からないときには、後でまた事務局にご連絡ください。その都度、教えていきたいと思います。現地調査に行っても分からないというのも、いつでもご連絡いただきたいと思います。

農地パトロールに当たりまして、これからまだまだ暑くなるというような予報も出ています。特に熱中症には十分ご注意くださいと思います。水分補給、休憩時間の確保に努めていただきたいと思います。

またですね、野生動物が出るような場所もあるかと思います。可能であれば、委員さんお二人セットで一緒に動いていただいて、出来るのであればそのほうがいいのかなと思います。音の鳴るもの、ラジオ等を携帯して調査をしていただくような手もあると思います。

あと、お手元にお配りしております農地パトロールの腕章、これもぜひ使ってください。

あとは、もし本当に現地に行っても、何だかちょっとよく分からないなんてなったときは、本庁の事務局までご連絡いただければ、その都度対応していきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、次回の総会9月30日火曜日、午後2時から、今度は場所が変わりまして、正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長 皆様から何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これもちまして、第8回農業委員会総会を閉じます。

どうもご苦労さまでした。

(午後3時34分)
